

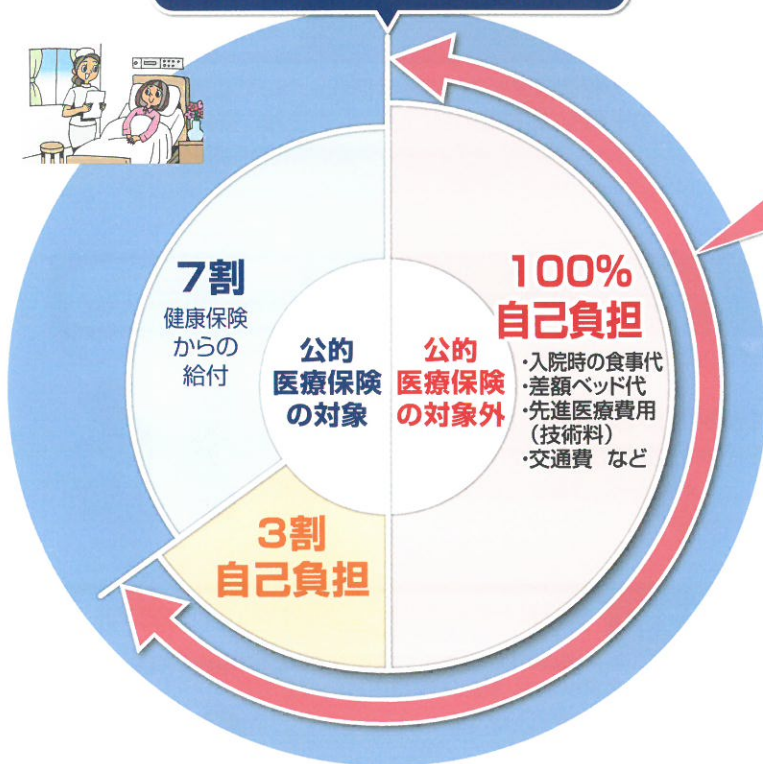
病気入院補償制度ならびに医療相談窓口のご案内

今般、従業員の皆様にお役立ていただける福利厚生制度を導入致しました。
効果的な補償内容に加えて、皆様の「安心・安全・健康」をサポートするサービス内容となっています。

病気入院補償制度の内容

疾病入院医療費用保険金
1回の入院(日帰り入院を含む)につき
最高100万円を限度に補償します!

入院にかかる費用(総額)



ココを補償します!

① 入院時の健康保険の自己負担分※1



② 食事療養費



③ 差額ベッド代
(1万円×入院日数の金額を限度)



④ 先進医療費用(技術料)※2



⑤ 入退院・転院時の交通費



⑥ 諸雑費
(入院1日につき1,100円、2018年7月現在)



⑦ 親族付添費※3
(1日につき4,100円、2018年7月現在)

⑧ ホームヘルパー雇入費用など※4



※1 お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。
 ※2 先進医療の詳細については厚生労働省のホームページにてご確認ください。
 ※3 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。
 ※4 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

病気入院補償制度からのお支払い例 (2018年5月時点)

男性従業員が脳梗塞で8日間の入院をしたケース

●健康保険の自己負担分(高額療養費還付後)	82,300円
●食事療養費 (1食460円×22食)	10,120円
●諸雑費 (1,100円×8日)	8,800円
●差額ベッド代 (8,640円×8日)	69,120円

合計 170,340円

女性従業員が乳がんで5日間の入院をしたケース

●健康保険の自己負担分(高額療養費還付後)	84,056円
●食事療養費 (1食460円×8食)	3,680円
●諸雑費 (1,100円×5日)	5,500円
●差額ベッド代 (2,160円×5日)	10,800円

合計 104,036円

・本制度を導入する前(保険期間開始前)から発病していた病気による入院は制度導入日(保険期間開始日)より2年間は補償の対象となりません。
 ・お支払いの詳細については保険会社の約款に基づきますのでご注意ください。
 (上記のいずれの例も、保険会社が当該病気入院が補償対象と判断した場合の事例です。)
 ・裏面の医療相談窓口については皆様お使いいただけます。病気入院補償制度については、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象になります。
 ※常勤とは、病気を被ったときの直前6カ月における、週当たりの平均労働日数が3日以上、かつ週当たりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

●このチラシは業務災害総合保険及び総合事業者保険の一部の補償についてご説明したものです。詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。

医療相談窓口



1 電話相談サービス (24時間電話健康相談 介護相談ホットライン)

従業員とご家族(配偶者ならびに被扶養者)
の方が利用いただけます

- 医師、保健師、看護師など経験豊かな相談スタッフによる24時間・年中無休の電話相談サービスです。健康や医療、介護や育児からメンタルヘルスなどのご相談に応じます。
- 働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスいたします。

例えば
・子どもが誤ってやけどを負ったが、応急対応はどうしたらいい？
・親の介護と仕事の両立についてアドバイスをもらいたい。



2 メンタルケアカウンセリングサービス

従業員
の方が利用いただけます

- お電話にて心理カウンセラーによるカウンセリング、または日本各地のカウンセリングルームで専門家による面談カウンセリング(年間3回まで無料で利用できます。)をご提供します。

例えば
最近、ゆううつで気分がすぐれないんだけど…？



3 生活習慣病サポートサービス

従業員
の方が利用いただけます

- 糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などの相談スタッフが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。また、日本の糖尿病治療を代表する優秀糖尿病臨床医*の手配や、糖尿病の専門医療機関情報の提供を行います。

例えば
・糖尿病の専門医療機関を知りたい。
・健康診断で高血圧と言われたので心配。

*ティーベック株式会社の用語定義となります。



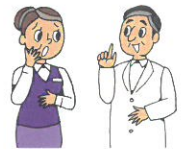
4 セカンドオピニオンアレンジサービス

従業員
の方が利用いただけます

- 日本の医学会の各専門分野を代表する医師*(総合相談医*)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)をご提供します。
- 総合相談医*の判断により高度な専門性が求められる場合には、優秀専門臨床医*の紹介(紹介状の作成)をします。
- 状況に応じて、電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

*ティーベック株式会社の用語定義となります。

例えば
すぐに手術が必要と言われたが、他に選択肢はないのかな？



5 がん治療と仕事の両立支援サービス

従業員とご家族*(配偶者ならびに被扶養者)
の方が利用いただけます

- 社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに罹患された方とご家族*へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保障制度のご案内を行います。

*従業員の方のがんに関するご相談に限ります。

例えば
・復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。
・育児と治療や看病を両立するための支援制度について知りたい。



*これらのサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。
サービスの提供にあたり取得した個人情報、ご契約企業などへ開示することはありません。
*サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。
*サービスのご利用には諸条件があります。地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。

皆様には別途、フリーダイヤルやご利用方法等の詳細をご案内致します。是非、皆様の日々の生活の中でお役立てください。

制度導入年月日

年

月

日

お問い合わせ先